

# 北海道教育委員会 公報

令和5年(2023年)  
3月22日(水曜日)

第6295号

## 目次

### 教育委員会規則

- 北海道立学校管理規則の一部を改正する教育委員会規則…………… 1
  - 北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する教育委員会規則の一部を改正する教育委員会規則…………… 2
- ### 告示
- 令和6年度の北海道立中等教育学校の入学者選考検査日及び追検査日について…………… 2
  - 令和6年度の北海道立特別支援学校高等部入学者選考の選考検査日及び合格発表日について…………… 3
  - 令和6年度(2024年度)北海道・札幌市公立学校教員採用候補者選考検査の実施について…………… 3

### 公布された教育委員会規則のあらまし

#### ◆北海道立学校管理規則の一部を改正する教育委員会規則(教育委員会規則第1号)

- 趣旨  
学校教育法施行規則の一部改正に伴い、道立学校において、必要に応じ研修主事を置くこととするため、この教育委員会規則を制定することとした。
- 内容  
道立学校に置く主任等に研修主事を追加し、校長が必要と認める場合に置くこととするともに、その職務を定めることとした(第5条及び別表第1関係)。
- 施行期日  
この教育委員会規則は、令和5年4月1日から施行することとした(附則関係)。

#### ◆北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する教育委員会規則の一部を改正する教育委員会規則(教育委員会規則第2号)

- 趣旨  
個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の一部改正等に伴い、規定の整備を行うため、この教育委員会規則を制定することとした。
- 内容  
(1) 電子情報処理組織を使用して行わせることができる申請から、北海道個人情報保護条例に基づく手続を削ることとした(別表第1関係)。  
(2) その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 施行期日  
この教育委員会規則は、令和5年4月1日から施行することとした(附則関係)。

## 教育委員会規則

北海道立学校管理規則の一部を改正する教育委員会規則をここに公布する。  
令和5年3月22日

北海道教育委員会教育長 倉本博史

### 北海道教育委員会規則第1号

北海道立学校管理規則の一部を改正する教育委員会規則

北海道立学校管理規則(昭和32年北海道教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第5条に次の1項を加える。

- 13 研修主事は、校長の監督を受け、研修計画の立案その他の研修に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。

別表第1の道立高等学校の項中

舎監

寄宿舎を設ける場合に置く。

を

舎監	寄宿舎を設ける場合に置く。
研修主事	校長が必要と認める場合に置く。

に改め、

同表の道立中等教育学校の項中

舎監	寄宿舎を設ける場合に置く。
----	---------------

を

舎監	寄宿舎を設ける場合に置く。
研修主事	校長が必要と認める場合に置く。

に改め、

同表の道立特別支援学校の項中

舎監	寄宿舎を設ける場合に置く。
----	---------------

を

舎監	寄宿舎を設ける場合に置く。
研修主事	校長が必要と認める場合に置く。

に改める。

**附 則**

この教育委員会規則は、令和5年4月1日から施行する。

北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する教育委員会規則の一部を改正する教育委員会規則をここに公布する。

令和5年3月22日

北海道教育委員会教育長 倉本博史

**北海道教育委員会規則第2号**

北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する教育委員会規則の一部を改正する教育委員会規則

北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する教育委員会規則（平成20年北海道教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

別表第1 北海道情報公開条例（平成10年北海道条例第28号）の項中「第13条本文」を「第13条第1項」に改め、同表北海道個人情報保護条例（平成6年北海道条例第2号）の項を削る。

別表第2 教育職員免許法施行規則（昭和37年北海道教育委員会規則第4号）の項中「第44条第1項」を「第32条第1項」に改める。

**附 則**

この教育委員会規則は、令和5年4月1日から施行する。

**告 示**

**北海道教育委員会告示第15号**

令和6年度の北海道立中等教育学校の入学者選考検査日及び追検査日は、次のとおりとする。

令和5年3月22日

北海道教育委員会教育長 倉本博史

- 1 選考検査日 令和6年1月6日(土)
- 2 追検査日 令和6年1月14日(日)

**北海道教育委員会告示第16号**

令和6年度の北海道立特別支援学校高等部入学者選考の選考検査日及び合格発表日は、次のとおりとする。

令和5年3月22日

北海道教育委員会教育長 倉本博史

- 1 選考検査日  
令和6年1月26日(金)
- 2 合格発表日  
令和6年2月14日(水)

**北海道教育委員会告示第17号**

令和6年度(2024年度)北海道・札幌市公立学校教員採用候補者選考検査を次の要領により行う。

令和5年3月22日

北海道教育委員会教育長 倉本博史

令和6年度(2024年度)北海道・札幌市公立学校教員採用候補者選考検査実施要領  
(北海道採用希望者向け)

北海道教育委員会

1 目的

この実施要領による検査は、令和6年度(2024年度)採用予定の北海道公立学校教員の採用候補者を選考するために実施するものです。

2 募集内容

(1) 一般選考

受検区分	教科(科目)・採用予定数	
小学校教諭	370名程度	
中学校教諭	国語(30名程度)、社会(30名程度)、数学(35名程度)、理科(40名程度)、音楽(20名程度)、美術(15名程度)、保健体育(35名程度)、技術(15名程度)、家庭(15名程度)、英語(40名程度)	
高等学校教諭	国語(20名程度)、地理歴史(地理・日本史・世界史あわせて10名程度)、公民(倫理・政治経済あわせて10名程度)、数学(15名程度)、理科(物理・化学・生物・地学あわせて10名程度)、保健体育(10名程度)、音楽(5名程度)、英語(30名程度)、家庭(10名程度)、情報(5名程度)、農業(生産・環境あわせて10名程度)、工業(機械・電気(電子・情報技術を含む。))・建築・土木・工業化学あわせて10名程度、商業(2名程度)、水産(2名程度)、看護(4名程度)、福祉(2名程度)	
特別支援学校教諭	小学部	40名程度
	幼稚部	特別支援学校教諭小学部の区分で受検し、採用候補者名簿に登録となり、採用調整の希望のある者の中から、特別支援学校教諭幼稚部に採用します。
	中学部	国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術、家庭、英語あわせて40名程度
	高等部	国語、地理歴史(地理・日本史・世界史)、公民(倫理・政治経済)、数学、理科(物理・化学・生物・地学)、保健体育、音楽、英語、家庭、情報、農業(生産)、工業(機械・電気(電子を含む。))、商業、福祉あわせて40名程度
自立活動(肢体不自由)	2名程度	

養護教諭	80名程度
栄養教諭	15名程度

(2) 一般選考(地域枠)

受検区分	教科(科目)	採用予定数
小学校教諭		15名程度 (一般選考の採用予定数に含みます。)
中学校教諭	国語、社会、数学、理科、英語	各教科2～3名程度 (一般選考の採用予定数に含みます。)

(3) 特別選考

選考区分	受検区分・教科(科目)	採用予定数
障がい者特別選考	一般選考と同様	一般選考の採用予定数に含みます。
スポーツ・芸術特別選考	一般選考と同様 ※養護教諭及び栄養教諭の区分における募集はありません。	一般選考の採用予定数に含みます。
工業・水産特別選考	高等学校教諭 工業(電気通信) 高等学校教諭 水産(商船)	一般選考の採用予定数に含みます。
社会人特別選考	高等学校教諭 英語 高等学校教諭 工業 高等学校教諭 商業 高等学校教諭 水産 高等学校教諭 水産(商船) 高等学校教諭 看護 高等学校教諭 福祉 特別支援学校教諭 自立活動(肢体不自由)	各教科1～2名程度 (一般選考の採用予定数に含みます。)
現職教員特別選考	一般選考と同様	一般選考の採用予定数に含みます。
登録辞退者等特別選考	一般選考と同様	一般選考の採用予定数に含みます。
期限付教員特別選考	一般選考と同様	一般選考の採用予定数に含みます。
退職教員特別選考	一般選考と同様	一般選考の採用予定数に含みます。
教職大学院修了者特別選考	一般選考と同様	一般選考の採用予定数に含みます。

- (注) 1 採用予定数は本要領作成時点のものであり、変更することがあります。  
 2 高等学校教諭及び特別支援学校教諭高等部の「情報」で出願する者は、採用後、「情報」を主に担当しますが、「情報」以外の所有免許状の授業を担当することがあります。  
 3 日本国籍を有しない者は、任用の期限を付さない常勤講師に任用します。  
 4 次に掲げる者は、この検査を受けなければなりません。  
 (1) 北海道教育委員会又は札幌市教育委員会の任命を受けた者で、次のいずれかに該当するもの  
 ア 教員(教諭、養護教諭又は栄養教諭)以外の職にある者(実習助手、寄宿舎指導員、事務職員等)で、教員となることを希望するもの  
 イ 養護教諭又は栄養教諭で、教諭となることを希望する者  
 ウ 教諭又は栄養教諭で、養護教諭となることを希望する者  
 エ 教諭又は養護教諭で、栄養教諭となることを希望する者  
 (2) 私立学校、道外の国立大学法人の設置する学校又は道外の公立学校の教員で、北海道の公立学校教員を希望する者  
 5 北海道教育委員会又は札幌市教育委員会の任命を受けた教員が、この検査を同じ職種で受検することはできません。  
 6 「北海道採用希望」と「札幌市採用希望」を重複して出願することはできません。

ん。

7 選考区分の併願

出願は、1種類の選考区分の選択とし、出願後の選考区分の変更は認めません。ただし、特別選考の出願後、審査の結果、特別選考の対象とならなかった者に限り、一般選考に変更することを認めます。

8 受検区分の併願

出願は、1種類の教科(科目)の選択とし、出願後の受検区分の変更は認めません。ただし、次の場合に限り併願を認めます。

併願できる受検区分の組合せ	併願要件	備考
<ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校教諭</li> <li>・特別支援学校教諭小学部</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別支援学校<small>ろう</small>(盲学校、聾学校又は養護学校)教諭の普通免許状を所有していること(令和6年(2024年)3月31日までの取得見込みを含む。)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・併願を希望する場合は、Webエントリー時に「小、中、高と特別支援の併願希望」の設問で「有」を選択すること。</li> <li>・併願を希望する場合は、第1次検査で「専門検査(Ⅱ)」を受検すること。</li> <li>・一般選考(地域枠)及び各特別選考の受検者は併願できません。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・中学校教諭</li> <li>・特別支援学校教諭中学部(同一教科(科目)に限る。)</li> </ul>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・高等学校教諭</li> <li>・特別支援学校教諭高等部(同一教科(科目)に限る。)</li> </ul>		

9 小学校又は中学校の特別支援学級の担当を希望する者は、小学校教諭又は中学校教諭の受検区分で受検してください(Webエントリー時に「希望事項」の設問でその旨を入力してください。)

10 高等学校教諭又は特別支援学校教諭高等部を受検する者で、地理歴史、公民、理科又は工業の教科を受検する者は、希望する科目を選択してください。

11 高等学校教諭を受検する者で、農業の教科を受検する者は、希望する科目を選択してください。

12 特別支援学校教諭幼稚部は小学部の受検区分による選考となり、幼稚部のみの選考はありません。

3 受検資格

次の(1)から(3)の全ての要件を満たす者が受検できます。

- (1) 昭和39年(1964年)4月2日以降に生まれた者
- (2) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条及び学校教育法(昭和22年法律第26号)第9条の欠格条項に該当しない者

【欠格条項】

ア 禁錮以上の刑に処せられた者

(※禁錮以上の刑の執行を終えた場合も、刑が消滅するまで(10年間)は教員等になることができません。ただし、執行猶予の付いた刑については、執行猶予を取り消されることなくその期間を経過することで教員等となる資格を回復します。)

イ 教育職員免許状失効又は取上げの処分を受け、当該失効又は処分の日から3年を経過しない者

ウ 当該地方公共団体において懲戒免職処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者(市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条及び第2条に規定する職員(県費負担教職員)を志願する場合にあっては、北海道教育委員会により懲戒免職処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者を含む。)

エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

- (3) 次に掲げる受検区分に応じた受検資格を満たす者

なお、教育職員免許状取得者については、令和6年(2024年)3月31日までに取得見込みの者を含みます。

受検区分	受検資格
小学校教諭	小学校教諭の普通免許状取得者
中学校教諭	受検教科(科目)の中学校教諭の普通免許状取得者
高等学校教諭	受検教科(科目)の高等学校教諭の普通免許状取得者 ※「情報」を受検する者は、「情報」に加え、高等学校教諭で募集する教科(科目)のうち、いずれか一つの高等学校教諭の普通

特別支援学校教諭	小 学 部	免許状も必要です。 小学校教諭及び特別支援学校（盲学校、聾学校又は養護学校）教諭の普通免許状取得者
	幼稚園部	幼稚園教諭、特別支援学校（盲学校、聾学校又は養護学校）教諭及び小学校教諭の普通免許状取得者
	中 学 部	受検教科（科目）の中学校教諭及び特別支援学校（盲学校、聾学校又は養護学校）教諭の普通免許状取得者
	高 等 部	受検教科（科目）の高等学校教諭及び特別支援学校（盲学校、聾学校又は養護学校）教諭の普通免許状取得者 ※「情報」を受検する者は、「情報」に加え、特別支援学校教諭高等部で募集する教科（科目）のうち、いずれか一つの高等学校教諭の普通免許状も必要です。
	自立活動（肢体不自由）	特別支援学校（養護学校）自立活動教諭 1 種免許状（肢体不自由教育）取得者
養 護 教 諭	養護教諭の普通免許状取得者	
栄 養 教 諭	栄養教諭の普通免許状取得者	

(注) 「特別支援学校」とは、学校教育法の改正により、障がい種別を超えて一本化された盲・聾・養護学校の総称です。

- (1) 「特別支援学校（盲学校）教諭の普通免許状」とは、視覚障がい者に関する教育の領域の特別支援学校教諭の普通免許状をいいます。
- (2) 「特別支援学校（聾学校）教諭の普通免許状」とは、聴覚障がい者に関する教育の領域の特別支援学校教諭の普通免許状をいいます。
- (3) 「特別支援学校（養護学校）教諭の普通免許状」とは、知的障がい者、肢体不自由者又は病弱者に関する教育の領域の特別支援学校教諭の普通免許状をいいます。

4 選考区分

(1) 一般選考

対象者（資格要件）
受検資格を満たす者であれば、どなたでも受検できます。

(2) 一般選考（地域枠）

対象者（資格要件）	留意事項
小学校教諭又は中学校教諭（国語、社会、数学、理科又は英語）の普通免許状取得者で、日高、宗谷、オホーツク又は根室管内のいずれかに限って勤務できる者 ※原則として採用後 4 年間は、上記以外の管内で勤務するものとします。	出願時に地域に根ざした教育に対する意欲・情熱や志望動機等についてのレポートを提出することを要件として、第 1 次検査における教養検査を免除します。

(3) 特別選考

ア 障がい者特別選考

対象者（資格要件）	留意事項
各受検区分の受検資格を満たす教育職員免許状取得者で、次に掲げるいずれかの手帳等の交付を受けている者 ・身体障害者手帳 ・都道府県知事又は政令指定都市市長が交付する療育手帳 ・児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医又は障害者職業センターによる知的障がい者であることの判定書 ・精神障害者保健福祉手帳	第 1 次検査及び第 2 次検査は一般選考の受検者と同様に実施しますが、申出により、 <u>障がいの種類や程度に応じた配慮をするとともに、必要に応じて適性検査及び実技検査の一部又は全部を免除します。</u> 点字、拡大文字、手話通訳等による受検を希望する者は、Webエントリー時に「障がい者に係る配慮希望事項」の設問でその旨を入力するとともに、身体障害者手帳等の写しを出願時に提出してください。

	○過去の出願・登録状況(北海道分)			
	区分	令和3年	令和4年	令和5年
	出願者数	3	10	7
	登録者数	1	4	1

イ スポーツ・芸術特別選考

対象者(資格要件)	留意事項												
<p>各受検区分(養護教諭及び栄養教諭を除く。)の受検資格を満たす教育職員免許状取得者で、次に掲げるスポーツや芸術等の分野において秀でた技能・実績を有する者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・スポーツの分野において、国際的規模の競技会に日本代表として出場した者又は日本選手権大会若しくはこれに準ずる全国的規模の大会において優秀な成績を収めた者</li> <li>・音楽、美術等の芸術の分野において、国際レベルのコンクール、展覧会等で優秀な実績を収めた者又は全国レベルのコンクール、展覧会等で極めて優秀な実績を収めた者</li> <li>・その他上記に準ずる程度の顕著な活動経験又は技能を有する者で、その経験等が児童生徒への教育効果の面で特に期待できる者</li> </ul> <p>※同一人につき出願は3回を限度とします。</p>	<p>出願書類により受検資格を確認し、第1次検査を免除します。第2次検査は一般選考の受検者と同様に実施しますが、技能・実績の内容に密接に関連する実技検査については免除します。</p> <p>○過去の出願・登録状況(北海道分)</p> <table border="1"> <tr> <td>区分</td> <td>令和3年</td> <td>令和4年</td> <td>令和5年</td> </tr> <tr> <td>出願者数</td> <td>3</td> <td>1</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>登録者数</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>4</td> </tr> </table>	区分	令和3年	令和4年	令和5年	出願者数	3	1	5	登録者数	0	0	4
区分	令和3年	令和4年	令和5年										
出願者数	3	1	5										
登録者数	0	0	4										

ウ 工業・水産特別選考

対象者(資格要件)	留意事項												
<p>高等学校教諭 工業(電気通信)</p> <p>高等学校教諭 水産(商船)</p> <p>高等学校教諭 工業(電気通信)</p> <p>高等学校教諭 水産(商船)</p>	<p>証明機関の発行する資格証明書(開封無効)、資格を証明できる書類の写し又は商船免許を取得可能な大学の卒業見込証明書により受検資格を確認し、第1次検査の専門検査(I)を免除します。</p> <p>○過去の出願・登録状況(北海道分)</p> <table border="1"> <tr> <td>区分</td> <td>令和3年</td> <td>令和4年</td> <td>令和5年</td> </tr> <tr> <td>出願者数</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>登録者数</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </table>	区分	令和3年	令和4年	令和5年	出願者数	0	0	0	登録者数	0	0	0
区分	令和3年	令和4年	令和5年										
出願者数	0	0	0										
登録者数	0	0	0										

エ 社会人特別選考

対象者(資格要件)	留意事項
<p>高等学校教諭 英語の免許状を有しない者</p> <p>で、次のいずれかの条件に該当し、かつ、通</p>	<p>証明機関の発行する資格(技能)証明書及び実</p>

<p>高等学校 教諭 英語</p>	<p>訳業務の実務経験が10年以上の者 1 実用英語技能検定(公益財団法人日本英語検定協会主催)1級取得者 2 TOEFL iBT(米国非営利教育団体 Educational Testing Service主催)95点以上取得者(令和3年(2021年)6月19日以降に正規のTOEFLを受検した者に限る。) 3 TOEIC L&amp;R/TOEIC S&amp;W(一般財団法人国際ビジネスコミュニケーション協会主催)1845点以上取得者(令和3年(2021年)6月19日以降に公開テスト(国外で受検した場合も同様とする。)を受検した者に限る。) ※TOEIC L&amp;R/TOEIC S&amp;Wについては、TOEIC S&amp;Wのスコアを2.5倍して合算したスコアとする。</p>	<p>務経験に係る職歴証明書等により受検資格を確認し、第1次検査の専門検査(英語の場合は、第2次検査の実技検査を含む。)を免除します。 登録後は、北海道教育委員会が実施する特別免許状授与のための教育職員検定に合格し、特別免許状を取得することが必要です。 受検資格に記載のほか、次の全ての条件に該当する者が出願できます。</p>
<p>高等学校 教諭 工業</p>	<p>高等学校教諭 工業の免許状を有しない者で、次のいずれかの条件に該当する者 1 1級建築士の資格を所有し、かつ、資格取得後の実務経験が3年以上 2 技術士(機械部門、電気電子部門、情報工学部門、建設部門又は化学部門)の資格を所有し、かつ、資格取得後の実務経験が3年以上 3 技術士補(機械部門、電気電子部門、情報工学部門、建設部門又は化学部門)の資格を所有し、かつ、資格取得後の実務経験が8年以上</p>	<p>1 社会的信望があり、かつ、教員の職務を行うのに必要な熱意と識見を持っている者 2 教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第5条第1項各号のいずれにも該当しない者 ※特別免許状は、様々な分野において優れた知識や技術を有する社会人を、教員として迎え入れることにより、学校教育の多様性への対応や活性化を図ることを目的とし、北海道教育委員会が授与するものであり、北海道においてのみ効力を有します。</p>
<p>高等学校 教諭 商業</p>	<p>高等学校教諭 商業の免許状を有しない者で、実務の指導的な立場にあり、かつ、次のいずれかの条件に該当する者 1 流通ビジネス分野 (1) 金融機関等における金融業務、証券業務又は外国為替業務の実務経験が10年以上 (2) 商品開発、マーケティング又はイベントの企画・立案の実務経験が10年以上 2 国際経済分野 (1) 国内外における外国語を用いて行う商取引業務の実務経験が10年以上 (2) 企業等における法律業務の実務経験が10年以上 3 簿記会計分野 (1) 公認会計士又は税理士の資格を所有し、かつ、資格取得後の実務経験が3年以上 (2) 会計業務の実務経験が10年以上 4 経営情報分野 (1) 情報処理技術者試験(ITパスポート試験、情報セキュリティマネジメント試験及び基本情報技術者試験を除く。)に合格し、かつ、合格後の実務経験が3年以上 (2) コンピュータ業務の実務経験が10年以上</p>	
	<p>高等学校教諭 水産の免許状を有しない者</p>	



高等学校 教諭 水産	<p>で、次のいずれかの条件に該当する者</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 級船用機関整備士の資格を所有し、かつ、資格取得後の実務経験が3年以上</li> <li>4 級海技士(航海又は機関)の免許を所有し、かつ、免許取得後の実務経験が10年以上</li> <li>北海道漁業士(青年漁業士又は指導漁業士)の資格を所有し、かつ、資格取得後の実務経験が10年以上</li> <li>水産、商船又は工業(電気通信)の学位を所有し、かつ、学位取得後の関連業務経験が10年以上</li> <li>漁協、水産加工会社、水産試験所等の勤務者で、上記1～4と同等程度の技能等を有し、かつ、実務経験が10年以上</li> </ol>
高等学校 教諭 水産 (商船)	<p>高等学校教諭 商船の免許状を有しない者で、次のいずれかの条件に該当する者</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 級又は2 級海技士(航海又は機関)の免許を所有し、かつ、免許取得後の実務経験が1年以上</li> <li>3 級海技士(航海又は機関)の免許を所有し、かつ、免許取得後の実務経験が3年以上</li> </ol>
高等学校 教諭 看護	<p>高等学校教諭 看護の免許状を有しない者で、看護師免許証を所有し、かつ、看護師、保健師又は助産師として3年以上業務に従事した者</p>
高等学校 教諭 福祉	<p>高等学校教諭 福祉の免許状を有しない者で、看護師免許証を所有し、かつ、看護師、保健師又は助産師として5年以上業務に従事した者</p>
特別支援 学校教諭 自立活動 (肢体不自 由)	<p>特別支援学校教諭 自立活動教諭(肢体不自由教育)の免許状を有しない者で、理学療法士又は作業療法士の資格を所有し、かつ、実務経験が3年以上の者</p>

オ 現職教員特別選考

対象者(資格要件)	留意事項												
<p>北海道及び北海道内の市町村以外の者が設置する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校に現に勤務する者で、令和6年(2024年)3月31日の時点において、出願しようとする受検区分における正規教員としての勤務が引き続き3年以上となる者</p>	<p>勤務校等の発行する職歴証明書により受検資格を確認し、第1次検査を免除します。</p> <p>義務教育学校における教職経験は、小学校又は中学校における教職経験として、中等教育学校における教職経験は、中学校又は高等学校における教職経験として申請できます。</p> <p>※正規教員とは、任用期限がなく、北海道における常勤の学校職員と同等の勤務形態(勤務時間は1週間当たり38時間45分を基本とする。)で教員として勤務する者をいいます。</p> <p>○過去の出願・登録状況(北海道分)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和3年</th> <th>令和4年</th> <th>令和5年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>出願者数</td> <td>44</td> <td>31</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>登録者数</td> <td>23</td> <td>19</td> <td>23</td> </tr> </tbody> </table>	区分	令和3年	令和4年	令和5年	出願者数	44	31	30	登録者数	23	19	23
区分	令和3年	令和4年	令和5年										
出願者数	44	31	30										
登録者数	23	19	23										

カ 登録辞退者等特別選考

対象者(資格要件)	留意事項												
<p>令和2年度(2020年度)から令和4年度(2022年度)の3年間に実施した北海道・札幌市公立学校教員採用候補者選考検査の採用候補者名簿(北海道分)に登録された者のうち、登録又は採用を辞退した者</p> <p>※登録時と同一の選考区分、受検区分、受検教科(科目)及び採用希望区分(北海道採用希望)に限ります。</p> <p>※必要な免許状を取得できなかった場合や、正当な理由がなく勤務地を限定した場合、教員としてふさわしくない事実が明らかになった場合などにより、採用候補者名簿から削除された者は除きます。</p> <p>※登録辞退者等特別選考に出願できるのは、一度の採用候補者名簿の登録につき一回のみです。</p>	<p>採用候補者名簿への登録状況等により受検資格を確認し、第1次検査及び第2次検査の適性検査、教科等指導法検査、実技検査を免除します。</p> <p>○過去の出願・登録状況(北海道分)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和3年</th> <th>令和4年</th> <th>令和5年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>出願者数</td> <td>6</td> <td>6</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>登録者数</td> <td>1</td> <td>5</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table>	区分	令和3年	令和4年	令和5年	出願者数	6	6	3	登録者数	1	5	3
区分	令和3年	令和4年	令和5年										
出願者数	6	6	3										
登録者数	1	5	3										

キ 期限付教員特別選考

対象者(資格要件)	留意事項												
<p>北海道教育委員会又は北海道内の市町村教育委員会(札幌市を除く。)に期限を付されて任用され、北海道内の公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校に勤務実績がある者(期限付教員、産休代替教員又は育児休業代替教員をいう。)で、次のいずれにも該当する者</p> <p>1 令和2年(2020年)4月1日から令和5年(2023年)3月31日までに24月(1日でも勤務した月は1月とみなす。以下同じ。)以上の勤務実績がある者</p> <p>2 令和5年(2023年)4月1日から令和5年(2023年)5月31日までに1月以上の勤務実績がある者</p>	<p>勤務校等の発行する職歴証明書により受検資格を確認し、第1次検査及び第2次検査の実技検査を免除します。</p> <p>なお、職歴証明書は、北海道教育委員会以外の任用により受検資格を満たす者のみ提出が必要です。</p> <p>また、期限付教員とは、北海道における常勤の学校職員と同等の勤務形態(勤務時間は1週間当たり38時間45分を基本とする。)で教員として勤務する者のうち、任用期限の有る者をいいます。</p> <p>○過去の出願・登録状況(北海道分)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和3年</th> <th>令和4年</th> <th>令和5年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>出願者数</td> <td>188</td> <td>197</td> <td>208</td> </tr> <tr> <td>登録者数</td> <td>71</td> <td>60</td> <td>92</td> </tr> </tbody> </table>	区分	令和3年	令和4年	令和5年	出願者数	188	197	208	登録者数	71	60	92
区分	令和3年	令和4年	令和5年										
出願者数	188	197	208										
登録者数	71	60	92										

ク 退職教員特別選考

対象者(資格要件)	留意事項								
<p>過去に北海道教育委員会が任用する北海道内の公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の正規教員であった者で、育児又は介護を理由に退職し、次のいずれにも該当する者</p> <p>1 出願しようとする受検区分における正規教員としての勤務実績が引き続き5年以上となる者</p> <p>2 勸奨を受けて退職した者ではない者</p>	<p>人事記録により受検資格を確認し、第1次検査を免除します。</p> <p>出願者は、Webエントリー時に「退職年月日及び退職理由」の設問で、退職年月日及び退職理由を入力するとともに、退職理由が育児の場合は子の生年月日、介護の場合は介護を必要とした期間を併せて入力してください。</p> <p>義務教育学校における教職経験は、小学校又は中学校における教職経験として、中等教育学校における教職経験は、中学校又は高等学校における教職経験として申請できます。</p> <p>○過去の出願・登録状況(北海道分)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和3年</th> <th>令和4年</th> <th>令和5年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>出願者数</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table>	区分	令和3年	令和4年	令和5年	出願者数	—	—	3
区分	令和3年	令和4年	令和5年						
出願者数	—	—	3						

	登録者数	-	-	3
--	------	---	---	---

ケ 教職大学院修了者特別選考

対象者 (資格要件)	留意事項
<p>教職大学院を修了している者又は教職大学院に在学中で令和 7 年 (2025年) 3 月31日までに修了予定の者</p>	<p>大学の発行する証明書類により受検資格を確認し、第 1 次検査を免除します。                      教職大学院在学中の者が令和 7 年 (2025年) 3 月31日までに修了できなかった場合は、採用候補者名簿から削除します。                      教職大学院在学中の者は、教職大学院修了後の採用となります。</p>

5 検査の方法及び内容

区分	選考区分											第 1 検査免除者 注 1	内 容	
	一般選考	特別選考												
		地域枠	障がい者	スポーツ・芸術	工業・水産	社会人	現職教員	登録辞退者	期限付教員	退職教員	教職大学院			
第 1 次検査	<p>教養検査 (一般・教職) (マークシート式)</p>	○	免除	○	免除	○	○	免除	免除	免除	免除	免除	免除	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般は自然科学、社会科学及び人文科学について、教職は学校教育関係の法規や教育原理、教育心理、道徳教育等について、教員として必要な知識や理解をみる。</li> </ul>
	<p>専門検査 (I) (マークシート式) 注 2</p>	○	○	○	免除	免除	免除	免除	免除	免除	免除	免除	免除	<ul style="list-style-type: none"> <li>受検区分・教科別の専門的知識や学習指導要領に関する知識や理解をみる。</li> <li>特別支援学校教諭については、小学校、中学校、高等学校教科別及び自立活動 (肢体不自由) の専門的知識や学習指導要領に関する知識や理解をみる。</li> </ul>
	<p>専門検査 (II) (マークシート式)</p>	○注 3	-	○注 3	免除	-	免除	免除	免除	免除	免除	免除	免除	<ul style="list-style-type: none"> <li>特別支援学校教育の全般にわたる基礎的な知識や理解をみる。</li> </ul>
第 2 次検査	<p>適性検査</p>	○	○	○注 4	○	○	○	○	免除	○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>質問紙法による性格検査を行う。</li> </ul>
	<p>論文検査</p>	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>800字以内</li> </ul>
	<p>教科等指導法検査 (記述式) 注 5</p>	○	○	○	○	○	-	○	免除	○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>受検する学校の種類及び教科 (科目) 並びに養護教諭並びに栄養教諭それぞれに応じた指導法についての理解をみる。</li> </ul>
第 3 次検査	<p>面接 I</p>	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>教員としての使命感や</li> </ul>



及び特別支援学校教諭 中学部・高等部の英語	<ul style="list-style-type: none"> <li>TOEIC L&amp;R/TOEIC S&amp;W(一般財団法人国際ビジネスコミュニケーション協会主催) 1845点以上取得者(令和3年(2021年)6月19日以降に公開テスト(国外で受検した場合も同様とする。)を受検した者に限る。)</li> <li>※TOEIC L&amp;R/TOEIC S&amp;Wについては、TOEIC S&amp;Wのスコアを2.5倍して合算したスコアとする。</li> </ul>		(I)及び実技検査(英語)
高等学校教諭及び特別支援学校教諭 高等部の情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報処理技術者試験(独立行政法人情報処理推進機構主催) 基本情報技術者試験合格者(第2種情報処理技術者試験合格者)又は同機構が認定するこの資格と同等以上の資格取得者</li> <li>※同等以上の資格の例については、北海道教育委員会のホームページでお知らせします。</li> </ul>	資格証明書(開封無効)又は資格を証明できる書類の原本若しくは写し	
高等学校教諭及び特別支援学校教諭 高等部の工業	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報処理技術者試験(独立行政法人情報処理推進機構主催) 基本情報技術者試験合格者(第2種情報処理技術者試験合格者)又は同機構が認定するこの資格と同等以上の資格取得者</li> <li>※同等以上の資格の例については、北海道教育委員会のホームページでお知らせします。</li> </ul>		
高等学校教諭及び特別支援学校教諭 高等部の商業	<ul style="list-style-type: none"> <li>日商簿記検定(日本商工会議所主催) 1級合格者又は全経簿記検定(公益社団法人全国経理学校協会主催) 上級合格者・税理士試験の財務諸表論又は簿記論の科目合格者</li> <li>公認会計士又は税理士の資格取得者</li> <li>情報処理技術者試験(独立行政法人情報処理推進機構主催) 基本情報技術者試験合格者(第2種情報処理技術者試験合格者)又は同機構が認定するこの資格と同等以上の資格取得者</li> <li>※同等以上の資格の例については、北海道教育委員会のホームページでお知らせします。</li> </ul>		専門検査(I)
高等学校教諭の水産	<ul style="list-style-type: none"> <li>1級、2級又は3級海技士(航海又は機関)の免許を取得している者</li> <li>3級海技士(航海又は機関)の免許を令和6年(2024年)3月31日までに取得見込みの者</li> </ul>	資格証明書(開封無効)又は資格を証明できる書類の原本若しくは写し又は船舶職員養成施設課程修了証明書	

7 第1次検査の加点

次の受検区分・教科(科目)を受検する者で、それぞれの「資格等の内容」に掲げるいずれかの資格等を有するものは、申請により、第1次検査の総合点(満点:教養検査40点、専門検査I 100点、専門検査II 100点)に加点します。ただし、加点の上限は合計で10点とします(「10 出願の手続」参照のこと)。

なお、「証明書類」に掲げる教育職員免許状取得見込証明書により加点申請し、当該免許状を取得できなかった場合は、免許状の取得に係る加点を行いませんので、採用候補者名簿の登録を取り消す場合があります。

(1) 英語に関する加点(10点)

※ 「6 資格等による免除措置」による免除と併せて申請することができます(その場合、証明書類は1部で可。)

受検区分・教科(科目)	資格等の内容	証明書類
		免許状の写し又

小学校教諭及び特別支援学校教諭小学部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育職員免許状(中学校、高等学校の英語)</li> <li>・実用英語技能検定(公益財団法人日本英語検定協会主催)準1級以上取得者・TOEFL iBT(米国非営利教育団体 Educational Testing Service主催)72点以上取得者(令和3年(2021年)6月19日以降に正規のTOEFLを受検した者に限る。)</li> <li>・TOEIC L&amp;R/TOEIC S&amp;W(一般財団法人国際ビジネスコミュニケーション協会主催)1560点以上取得者(令和3年(2021年)6月19日以降に公開テスト(国外で受検した場合も同様とする。)を受検した者に限る。)</li> <li>※TOEIC L&amp;R/TOEIC S&amp;Wについては、TOEIC S&amp;Wのスコアを2.5倍して合算したスコアとする。</li> </ul>	は教育職員免許状授与証明書、教育職員免許状取得見込証明書  資格証明書(開封無効)又は資格を証明できる書類の原本若しくは写し
中学校教諭、高等学校教諭及び特別支援学校教諭中学部・高等部の英語	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実用英語技能検定(公益財団法人日本英語検定協会主催)1級取得者</li> <li>・TOEFL iBT(米国非営利教育団体 Educational Testing Service主催)95点以上取得者(令和3年(2021年)6月19日以降に正規のTOEFLを受検した者に限る。)</li> <li>・TOEIC L&amp;R/TOEIC S&amp;W(一般財団法人国際ビジネスコミュニケーション協会主催)1845点以上取得者(令和3年(2021年)6月19日以降に公開テスト(国外で受検した場合も同様とする。)を受検した者に限る。)</li> <li>※TOEIC L&amp;R/TOEIC S&amp;Wについては、TOEIC S&amp;Wのスコアを2.5倍して合算したスコアとする。</li> </ul>	資格証明書(開封無効)又は資格を証明できる書類の原本若しくは写し

(2) 理科、数学、保健体育に関する加点(10点)

受検区分・教科(科目)	資格等の内容	証明書類
小学校教諭及び特別支援学校教諭小学部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育職員免許状(中学校、高等学校の理科)</li> <li>・教育職員免許状(中学校、高等学校の数学)</li> <li>・教育職員免許状(中学校、高等学校の保健体育)</li> </ul>	免許状の写し又は教育職員免許状授与証明書、教育職員免許状取得見込証明書

(3) 海外勤務・留学経験者に関する加点(10点)

受検区分・教科(科目)	資格等の内容	証明書類
小学校教諭及び特別支援学校教諭小学部並びに中学校教諭、高等学校教諭及び特別支援学校教諭中学部・高等部の英語	<ul style="list-style-type: none"> <li>・在外教育施設等や海外の民間企業等で2年以上の英語を使用した勤務経験のある者</li> <li>・海外の大学で2年以上の英語を使用した留学経験のある者</li> </ul>	勤務期間、勤務内容及び英語を使用した勤務であることが明記された証明書 留学期間、留学内容及び英語を使用した留学であることが明記された証明書

(4) 青年海外協力隊派遣に関する加点(10点)

受検区分・	資格等の内容	証明書類
-------	--------	------

教科 (科目)		
全受検区分	・独立行政法人国際協力機構 (JICA) が実施する青年海外協力隊の隊員として、2 年以上の派遣実績を有する者	青年海外協力隊事務局が発行した派遣証明書

(5) 英語以外の外国語に関する加点 (5 点)

受検区分・教科 (科目)	資格等の内容	証明書類
全受検区分	・教育職員免許状 (中学校又は高等学校の英語以外の外国語)	免許状の写し又は教育職員免許状授与証明書、教育職員免許状取得見込証明書
	・日本語教育機関の告示基準 (平成 28 年 (2016 年) 7 月 22 日出入国在留管理庁策定) 第 1 条第 1 項第 13 号の規定に該当する者	
	○大学 (短期大学を除く。以下同じ。) 又は大学院において日本語教育に関する教育課程を履修して所定の単位を修得し、かつ、当該大学を卒業し、又は当該大学院の課程を修了した者	履修証明書及び卒業証明書等
	○大学又は大学院において日本語教育に関する科目の単位を 26 単位以上修得し、かつ、当該大学を卒業し、又は当該大学院の課程を修了した者	単位修得証明書及び卒業証明書等
	○公益財団法人日本国際教育支援協会が実施する日本語教育能力検定試験に合格した者	合格証明書の写し
○学士の学位を有し、かつ、日本語教育に関する研修 (文化庁に当該研修について届出し受理された日本語教員養成研修実施機関等が実施する研修) であって適当と認められるものを 420 単位時間以上受講し、これを修了した者	受講証明書等	

(6) 複数免許等所有者に関する加点 (5 点)

受検区分・教科 (科目)	資格等の内容	証明書類
中学校教諭	・中学校教諭の美術、技術、家庭の教育職員免許状	免許状の写し又は教育職員免許状授与証明書、教育職員免許状取得見込証明書
高等学校教諭	・高等学校教諭の書道、情報、福祉の教育職員免許状	
小学校教諭、中学校教諭及び高等学校教諭	・特別支援学校 (盲学校、 <sup>ろう</sup> 聾学校又は養護学校) 教諭の教育職員免許状	
全受検区分 (養護教諭及び栄養教諭を除く。)	・学校図書館司書教諭の資格を有する者	司書教諭講習修了証書の写し

(注) 1 受検区分・教科 (科目) 以外に「資格等の内容」にある教科の免許状等を所有 (教育職員免許状については取得見込みを含む。) する場合は加点の対象となります。

(例: 受検区分・教科 (科目) が中学校・社会である受検者で、中学校・美術の免許状を所有している場合は加点対象となります。)

2 複数の対象免許状及び資格を所有していても、当該区分による加点は 5 点となります。

3 加点を申請した場合、加点の対象となった教科 (科目) の授業を担当することがあります。

(7) ICT 活用指導力に関する加点 (10 点)

※ 「6 資格等による免除措置」による免除と併せて申請することができます(その場合、提出書類は1部で可。)

受検区分・ 教科(科目)	資格等の内容	証明書類
全受検区分 (養護教諭及び栄養教諭を除く。)	・情報処理技術者試験(独立行政法人情報処理推進機構主催)基本情報技術者試験合格者(第2種情報処理技術者試験合格者)又は同機構が認定するこの資格と同等以上の資格取得者 ※同等以上の資格の例については、北海道教育委員会のホームページでお知らせします。	資格証明書(開封無効)又は資格を証明できる書類の原本若しくは写し

8 検査日程

(1) 第1次検査 令和5年(2023年)6月18日(日)

ア 一般選考、障がい者特別選考

時間	内容	備考
9:00 ~ 10:00	受付(入室)	第1次検査免除者を除く。
10:10 ~ 10:20	検査上の注意・連絡	
10:30 ~ 11:30	教養検査(一般・教職)	
11:30 ~ 11:50	休憩	
12:00 ~ 13:00	専門検査(I)	
13:00 ~ 13:40	休憩	
13:50 ~ 14:30	専門検査(II)	受検区分が特別支援学校教諭(併願者を含む。)の受検者(選考区分等により免除となる者を除く。)

イ 一般選考(地域枠)

時間	内容	備考
11:20 ~ 11:40	受付(入室)	第1次検査免除者を除く。
11:40 ~ 11:50	検査上の注意・連絡	
12:00 ~ 13:00	専門検査(I)	

ウ 工業・水産特別選考、社会人特別選考

時間	内容	備考
9:00 ~ 10:00	受付(入室)	第1次検査免除者を除く。
10:10 ~ 10:20	検査上の注意・連絡	
10:30 ~ 11:30	教養検査(一般・教職)	

(2) 第2次検査

ア 令和5年(2023年)8月4日(金)

時間	内容	備考
9:00 ~	面接検査・実技検査	受検者ごとに別に指定する日時(実技検査は免除者を除く。)

イ 令和5年(2023年)8月5日(土)

時間	内容	備考
8:00 ~ 8:40	受付(入室)	※社会人特別選考受検者は「教科等指導法検査」に代えて「論文検査」を実施 ※登録辞退者等特別選考受検者は「面接検査」のみ実施
8:40 ~ 9:00	検査上の注意・連絡	
9:00 ~ 9:30	適性検査	
9:50 ~ 10:50	教科等指導法検査	
11:30 ~	面接検査・実技検査	

ウ 令和5年(2023年)8月6日(日)

時間	内容	備考
9:00 ~	面接検査・実技検査	受検者ごとに別に指定する日時(実技検査は免除者を除く。)

(注)1 第2次検査の受検日は、原則2日間となります。指定された日程の変更は認めません。



2 出願状況により、日程及び会場を変更する場合があります。

**遅刻・欠席の取扱い**

ア 遅刻した場合は受検できませんので、時間を厳守してください。

イ 検査を欠席した場合は、以降の検査は受検できません。

**その他**

ア 第2次検査は、第1次検査に合格した者、スポーツ・芸術特別選考、現職教員特別選考、登録辞退者等特別選考、期限付教員特別選考、退職教員特別選考及び教職大学院修了者特別選考の受検者並びに第1次検査免除者について実施します。

イ 指定された検査日に健康上の理由で医師から実技検査を禁止されている者は、医師の診断書を受付に提出してください。

9 書類提出先及び第1次検査会場

(1) 書類提出先及び第1次検査会場

受検地	選考区分・受検区分	書類提出先	第1次検査会場及び所在地
札幌	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校教諭</li> <li>・中学校教諭</li> <li>・特別支援学校教諭</li> <li>・養護教諭</li> <li>・栄養教諭</li> <li>・一般選考(地域枠)</li> </ul>	北海道教育庁石狩教育局 〒060-8549 札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館6階 TEL 011-204-5871	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校(一般選考(地域枠)受検者を除く。)</li> <li>・養護教諭</li> <li>・特別選考受検者(第1次検査が全て免除となる者を除く。)</li> </ul> 北海道札幌北高等学校 札幌市北区北25条西11丁目 (地下鉄南北線北24条駅0.9km)
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高等学校教諭</li> <li>・特別選考(注3、4参照)</li> <li>・第1次検査免除者(注4参照)</li> </ul>	北海道教育庁教職員局教職員課 〒060-8544 札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館7階 TEL 011-204-5726	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中学校</li> <li>・特別支援学校</li> <li>・栄養教諭</li> <li>・一般選考(地域枠)</li> </ul> 北海道札幌月寒高等学校 札幌市豊平区月寒東1条3丁目1-1 (地下鉄東豊線月寒中央駅0.8km)
函館		北海道教育庁渡島教育局 〒041-8557 函館市美原4丁目6-16 TEL 0138-47-9580	北海道函館中部高等学校 函館市時任町11-3 (JR函館駅2.3km)
岩見沢		北海道教育庁空知教育局 〒068-8550岩見沢市8条西5丁目 TEL 0126-20-0133	北海道岩見沢農業高等学校 岩見沢市並木町1-5 (JR岩見沢駅1.5km)
旭川		北海道教育庁上川教育局 〒079-8612 旭川市永山6条19丁目1-1 TEL 0166-46-4946	北海道旭川工業高等学校 旭川市緑が丘東4条1丁目1-1 (JR西御料駅1.5km)
釧路	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工業・水産特別選考</li> <li>・社会人特別選考(注3、4参照)</li> </ul>	北海道教育庁釧路教育局 〒085-0835釧路市浦2丁目1-1 TEL 0154-43-9273	北海道釧路湖陵高等学校 釧路市緑ヶ岡3丁目1-31 (JR釧路駅4.0km)
		北海道教育庁教職員局教	

東京	職員課 〒060-8544 札幌市中央区北 3 条西 7 丁目 道庁別館 7 階 TEL 011-204-5726	未定 (決定次第、北海道教育 委員会のホームページにて公 表します。)
大阪		

- (注) 1 第 1 次検査の志願状況によっては、受検地及び検査会場を変更する場合があります。検査会場は、受検票に記載してお知らせしますので注意してください。
- 2 併願者の検査会場は、原則として第 1 希望の受検区分による会場となりますが、出願状況により変更する場合がありますので、受検票を確認し、誤りのないようにしてください。
- 3 工業・水産特別選考及び社会人特別選考の出願者の第 1 次検査受検地は、全ての受検地となります。
- 4 特別選考の出願者及び第 1 次検査免除者については、受検地にかかわらず、出願書類を北海道教育庁教職員局教職員課へ提出してください。

(2) 第 2 次検査会場 (予定)

受検地	選考区分・受検区分	第 2 次検査会場及び所在地
札幌・岩見沢	・ 小学校教諭	北海道札幌北高等学校 札幌市北区北 25 条西 11 丁目 (地下鉄南北線北 24 条駅 0.9km)
	・ 中学校教諭	北海道札幌西高等学校 札幌市中央区宮の森 4 条 8 丁目 1 (地下鉄東西線西 28 丁目駅 1.3km)
	・ 高等学校教諭	北海道岩見沢農業高等学校 岩見沢市並木町 1-5 (JR 岩見沢駅 1.5km)
	・ 特別支援学校教諭	
函館	・ 養護教諭	北海道函館商業高等学校 函館市昭和 1 丁目 17-1 (JR 五稜郭駅 1.7km)
	・ 栄養教諭	
旭川	・ 一般選考 (地域枠)	北海道旭川永嶺高等学校 旭川市永山町 3 丁目 102 (JR 南永山駅 0.5km)
釧路	・ 特別選考 (注 1 参照)	北海道釧路江南高等学校 釧路市光陽町 24-17 (JR 釧路駅 2.5km)

- (注) 1 障がい者特別選考の第 2 次検査会場は、北海道札幌北高等学校です。
- 2 障がい者特別選考以外の第 2 次検査会場は、Web エントリー時に入力された受検地の希望を考慮し決定します。受検者数によっては、第 1 希望の検査会場とならない場合もあります。
- 3 第 2 次検査会場は、第 2 次検査受検票で検査会場を指定しますので、送付された受検票を必ず確認し、誤りのないようにしてください。
- 4 場所は未定ですが、札幌・岩見沢会場を 4 会場とする予定です。

10 出願の手続

(1) 出願方法

出願の手続は、「①Web エントリー」及び「②出願書類郵送」の両方を行うことで完了となります。

①Web エントリー	北海道教育委員会 Web サイト内の「教職員局教職員課のホームページ」からエントリーサイトにアクセスして、必要情報を入力し、送信してください。
②出願書類郵送	願書及びエントリーシートをともに印刷し、所定の事項を自筆で記入した上、願書に写真を貼付し、添付書類とともに、 <u>簡易書留で郵送</u> してください。持参提出は受け付けません。

【提出書類】

選考区分・受検区分等	提出書類	注 意 事 項
		・「令和 6 年度 (2024 年度) 北海道・札幌市公

出願者全員	エントリーシート	立学校教員採用候補者選考検査エントリーシート、願書作成等について」に従って作成し、提出してください。	
	願書	・願書に貼付する写真は、後日、同じ写真を第1次検査及び第2次検査の受検票に貼付する必要があるため、注意してください。	
上記以外の添付書類	一般選考(地域枠)	レポート	・課題、様式等を北海道教育委員会のホームページからダウンロードして作成の上、提出してください。
	障がい者特別選考	身体障害者手帳等の写し	・写しを提出するとともに、 <u>第1次検査時に手帳等の原本を持参し、係員の確認を受けてください。</u>
	スポーツ・芸術特別選考	①新聞記事、表彰状等の写し ②結果通知用封筒	・①及び②を提出してください。 ・Webエントリー時に「学校における教育実習以外の体験実習～」の設問で顕著な技能・実績等の概要及び現在の活動状況を入力の上、その証明になる新聞記事や表彰状の写しに加え、団体競技については、表彰された競技の出場メンバーやその役割が分かる名簿等の写しを提出してください。 ・当該選考の受検者として <u>第1次検査を免除された者は、第2次検査時に当該資料の原本を持参し、係員の確認を受けてください。</u>
	工業・水産特別選考	証明機関の発行する資格証明書(開封無効)、資格を証明できる書類の写し又は商船免許を取得可能な大学の卒業見込証明書	・ <u>資格を証明できる書類の写しを提出した場合は、第1次検査時に当該書類の原本を持参し、係員の確認を受けてください。</u>
	社会人特別選考	①証明機関の発行する資格(技能)証明書(開封無効)又は資格(技能)を証明できる書類の写し ②職歴証明書	・①及び②を提出してください。 ・ <u>①の書類の写しを提出した場合は、第1次検査時に当該書類の原本を持参し、係員の確認を受けてください。</u> ・実務経験年数を確認するため、北海道教育委員会のホームページから職歴証明書の様式をダウンロードし、証明を受けて提出してください。 ・社会人、実務経験者、専門家としての実務経験内容・期間・資格(技能)取得状況等はWebエントリー時に「資格や特技等」及び「職歴」の設問で入力してください。
	現職教員特別選考	①職歴証明書 ②結果通知用封筒	・①及び②を提出してください。 ・正規教員としての教職経験を確認するため、北海道教育委員会のホームページから職歴証明書の様式をダウンロードし、勤務校等の証明を受けて提出してください。
	登録辞退者等特別選考	①職歴証明書 ②結果通知用封筒	・①及び②を提出してください。 ・登録又は採用辞退後の職歴を確認するため、北海道教育委員会のホームページから職歴証明書の様式をダウンロードし、証明を受けて提出してください。
		・①及び②を提出してください。	

期限付教員特別選考	①職歴証明書 ②結果通知用封筒	<ul style="list-style-type: none"> <li>①は、北海道教育委員会以外の任用により受検資格を満たす者のみ提出してください。(期限付教員としての教職経験を確認するため、北海道教育委員会のホームページから職歴証明書の様式をダウンロードし、勤務校等の証明を受けて提出してください。)</li> <li>②は、北海道教育委員会の任用のみにより受検資格を満たす者も提出してください。</li> </ul>
退職教員特別選考	結果通知用封筒	
教職大学院修了者特別選考	①大学の発行する証明書(修了証明書又は在学証明書) ②結果通知用封筒	<ul style="list-style-type: none"> <li>①及び②を提出してください。</li> <li>教職大学院修了者は修了証明書を、教職大学院在学者は在学証明書を提出してください。</li> </ul>
第1次検査免除者	①前年度の教員採用候補者選考検査結果通知書の写し ②結果通知用封筒	<ul style="list-style-type: none"> <li>①及び②を提出してください。</li> <li>令和4年度(2022年度)に実施した令和5年度(2023年度)北海道公立学校教員採用候補者選考検査の結果通知書の写しを添付してください。</li> </ul>
資格等による免除申請者	①資格等による免除申請書 ②「6 資格等による免除措置」の「提出書類」欄に掲げる書類の原本又は写し	<ul style="list-style-type: none"> <li>①及び②を提出してください。</li> <li>①の書類の様式は、北海道教育委員会のホームページからダウンロードしてください。</li> </ul>
第1次検査の加点申請者	①加点申請書 ②「7 第1次検査の加点」の「提出書類」欄に掲げる書類の原本又は写し	<ul style="list-style-type: none"> <li>①及び②を提出してください。</li> <li>①の書類の様式は、北海道教育委員会のホームページからダウンロードしてください。</li> </ul>

(注) 1 第1次検査の全てを免除される者のうち、第2次検査における英語の実技検査の免除を希望する者は、「6 資格等による免除措置」に掲げる書類を提出してください。

2 結果通知用封筒は、長形3号封筒に、受検区分、受検教科(科目)、受検番号、送付先住所及び氏名を記入の上、94円相当の切手を貼ること。また、封筒の表面に朱書きで「結果通知用」と記載してください。

(2) 出願受付期間

出願方法	出願受付期間	備 考
Webエントリー及び出願書類郵送(簡易書留)	令和5年(2023年)4月7日(金)から 令和5年(2023年)5月2日(火)まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>Webエントリーの送信期限 令和5年(2023年)5月2日(火)17時【17時までに正常に受信したもののみ有効】</li> <li>出願書類の提出期限 令和5年(2023年)5月2日(火)【消印有効】</li> </ul>

(注) 1 提出出願書類に不備があるものや、受付期間終了後に提出された出願書類は受け付けません。

また、受理した書類は返却しません。

2 書類に虚偽の記載があった場合は、受検又は採用の対象から除かれることがあ

ります。

3 メール便等の託送では受け付けません。

(3) 出願書類の提出先

「9 (1) 書類提出先及び第 1 次検査会場」に記載の書類提出先へ簡易書留で郵送してください。

(4) 受検票の交付等

第 1 次検査受検票は、令和 5 年(2023年) 6 月 8 日(木)頃に到着するよう Web エントリーの利用者登録 (ID 取得) を行ったメールアドレスへ送信します。受検票を添付したメールの受信が確認できない場合は書類の提出先に問い合わせてください。

なお、第 1 次検査受検票は次の通知を兼ねます。

- ア 一般選考 (地域枠) 出願者については、教養検査免除の確認結果通知を兼ねます。
- イ 第 1 次検査免除者については、当該免除の可否に関する確認結果通知を兼ねます。
- ウ スポーツ・芸術特別選考、工業・水産特別選考、社会人特別選考、現職教員特別選考、登録辞退者等特別選考、期限付教員特別選考、退職教員特別選考及び教職大学院修了者特別選考の出願者については、特別選考の受検資格の有無に関する結果通知を兼ねます。

また、第 2 次検査受検票は、第 1 次検査の結果通知日 (令和 5 年(2023年) 7 月21 日(金)) に、受検者へ発送します。

(5) その他

ア 障がいがある方については、障がい者特別選考の出願者に限らず、点字や拡大文字、手話通訳による受検など、障がいに応じた配慮を行い、支障なく受検できるよう努めています。検査会場において配慮を必要とする方は、Web エントリー時に「障がい者に係る配慮希望事項」の設問でその旨を入力するとともに、出願時に書類の提出先に連絡してください。

イ 書類に入力・記載された個人情報、個人情報の保護に関する法律 (平成15 年法律第57 号)、個人情報の保護に関する法律施行条例及び教育庁文書管理規程等に基づき適切に管理し、令和 6 年度 (2024 年度) 北海道・札幌市公立学校教員採用候補者選考検査、当該選考検査実施に関連する照会・連絡及び採用手続以外の目的には使用せず、特定の個人が識別される情報として公表することはありません。

11 当日の携行品及び留意事項

選考区分・受検区分等		持参するもの
第 1 次検査	受検者全員	第 1 次検査受検票、筆記用具 (マークシート用に HB の鉛筆とプラスチック製消しゴムを含む。)、上履き、靴袋、結果通知用封筒 (長形 3 号封筒に、第 1 次検査受検地、受検区分、受検教科 (科目)、受検番号、送付先住所及び氏名を記入の上、94 円相当の切手を貼ること。また封筒の表面に朱書きで「結果通知用」と記載すること。)
	高等学校教諭 農業 (生産・環境) 特別支援学校教諭高等部 農業 (生産)	電子式卓上計算機 (電卓) (計算機能のものに限る。) ※ポケットコンピュータ及び関数電卓は不可
	高等学校教諭 商業 特別支援学校教諭高等部 商業	電子式卓上計算機 (電卓) (計算機能のものに限る。 ) 又はそろばん ※ポケットコンピュータ及び関数電卓は不可
第 2 次検査	受検者全員	第 2 次検査受検票、筆記用具 (適性検査及び教科等指導法検査用に HB の鉛筆とプラスチック製消しゴムを含む。)、上履き、靴袋、結果通知用封筒 (長形 3 号封筒に、第 2 次検査受検地、受検区分、受検教科 (科目)、受検番号、送付先住所及び氏名を記入の上、94 円相当の切手を貼ること。また、封筒の表面に朱書きで「結果通知用」と記載すること。)
	中学校教諭 美術 特別支援学校教諭中学部 美術	B ~ 4 B の鉛筆数本
	中学校教諭 技術	定規

特別支援学校教諭 技術

- (注) 1 検査会場の敷地内は、禁煙です。  
 2 ゴミは、各自で持ち帰ってください。  
 3 検査会場及びその周辺には、駐車場がありません。自家用車、バイク、自転車等は駐車できませんので、公共交通機関(電車、バス等)を利用してください。  
 4 検査会場周辺の店舗等への無断駐車、送迎(タクシーを含む。)のための路上駐車は迷惑となるので、厳禁とします。  
 5 携帯電話やスマートウォッチ等通信機能を有する電子機器の検査時間中の使用を禁止します。  
 6 不正が明らかになった場合は、その者の検査を中止します。

12 選考結果の通知等

(1) 選考結果の通知

ア 第1次検査の合格者については、令和5年(2023年)7月21日(金)に、北海道教育委員会のホームページにおいて、受検区分、受検教科(科目)ごとに受検番号を掲載します。

なお、第1次検査の結果通知については、同日に受検者へ発送します。

イ 採用候補者名簿に登録する者については、令和5年(2023年)9月29日(金)に、北海道教育委員会のホームページにおいて、受検区分、受検教科(科目)ごとに受検番号を掲載します。

なお、第2次検査の結果通知については、同日に受検者へ発送します。

ウ 検査を欠席した場合は、合否判定の対象となりませんので、各次検査の結果や選考結果は通知しません。

エ 出願後、採用候補者名簿に登録するまでの間に受検資格を欠いていることが判明した場合は、選考の対象となりませんので、各次検査の結果や選考結果は通知しません。

オ 第1次検査に合格し、登録とならなかった者で、一定水準の成績を取得した場合には、令和6年度(2024年度)に実施する「令和7年度(2025年度)北海道・札幌市公立学校教員採用候補者選考検査」で同一の選考区分、受検区分、受検教科(科目)及び採用希望区分(北海道採用希望)で受検する場合に限り、第1次検査を免除しますので、選考結果通知の際に併せてお知らせします。

(2) 選考結果の情報提供・開示請求

個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)により、選考結果の情報提供・開示請求をすることができます。

詳細については、各検査ごとにホームページでお知らせします。

13 登録及び採用の方法

(1) 登録の方法

選考の合格者は北海道の採用候補者名簿に登録します。ただし、高等学校教諭は北海道と札幌市が共同で登録します。

ア 期限付教員特別選考

登録に当たっては、各検査評価、北海道学校職員人事評価制度による令和4年度(2022年度)に係る能力評価又は勤務状況等証明書及び令和5年度(2023年度)に勤務実績がある学校長の意見書に基づき、総合的に判断します。

なお、受検者が勤務先の校長及び市町村教育委員会に能力評価や意見書等の提出を求める必要はありません。

イ 高等学校の一部の教科(科目)及び特別支援学校の中学部、高等部についての登録は、受検区分にかかわらず次のとおりとします。

受検区分	受検教科(科目)	登録区分
高等学校教諭	地理歴史(地理・日本史・世界史)、公民(倫理・政治経済)	地理歴史公民
	理科(物理・化学・生物・地学)	理 科
	農業(生産・環境)	農 業
	工業(機械・電気(電子・情報技術を含む。))・建築・土木・工業化学)	工 業
特別支援学校教諭	中学部 国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術、家庭、英語	中 学 部
	国語、地理歴史(地理・日本史・世界史)、公民(倫理・政治経済)、数学、理科(物理・化学・生物・	

	高等部	地学)、保健体育、音楽、英語、家庭、情報、農業 (生産)、工業 (機械・電気 (電子を含む。))、商業、 福祉	高等部
--	-----	---	-----

ウ 登録は、「登録 A」、「登録 B」に分けて行います。

(ア) 「登録 A」は、令和 6 年 (2024 年) 4 月 1 日付けで採用を予定する者の登録です。

(イ) 「登録 B」は、令和 6 年 (2024 年) 4 月 1 日以降の採用を予定する者の登録です。

エ 採用候補者名簿の有効期限は、原則として令和 7 年 (2025 年) 4 月 1 日までです。  
なお、国内外の大学院に進学する場合は、本人の申出により登録期間を 1 年間延長  
することができます。

また、工業・水産特別選考の水産 (商船) の登録者については、3 級海技士の免許  
を取得するまで採用を猶予し、登録期間を最大で令和 8 年 (2026 年) 4 月 1 日まで延  
長することができます。

ただし、登録期間内に 3 級海技士の資格を取得できなかった場合は、名簿から削除  
します。

オ 出願した受検区分又は教科 (科目) で登録とならなかった者の中から、所有免許状  
等により、他の区分の学校又は教科 (科目) で採用候補者名簿に登録する場合があります。

(2) 採用の方法

ア 採用は、「登録 A」で登録された者、「登録 B」で登録された者の順に行います。

なお、「登録 A」、「登録 B」とも、正規教員としての採用です。

イ 受検区分又は教科 (科目) 等ごとの採用数等に変動が生じたときは、所有免許状及  
び採用調整の希望の有無により、登録した区分以外の学校又は教科 (科目) 等に採用  
する場合があります。

ウ 採用に当たっては、令和 6 年 (2024 年) 1 月～2 月の間に、北海道が指示する健康  
診断を受診する必要があります (令和 5 年 (2023 年) 12 月中に受診案内を送付します)。

エ 社会人特別選考受検者は、登録後に教育職員検定に合格し、特別免許状の授与を受  
けることが必要です。

オ 教員として勤務を行うに当たっては、所持している免許状が「有効な状態にある」  
必要があります。仮に、所持している免許状が「期限切れ失効」している場合には、  
採用日までに「免許状の再授与申請」を行い、有効な免許状を取得する必要があります。

(参考)「北海道教育委員会のホームページ」トップ→「よく見られるページ」「教  
員免許」→「○免許状の有効期限が経過し、「失効」した免許状に係る再授与申請  
手続」

カ 採用候補者名簿登録期間中に次の事項に該当する場合は、名簿から削除します。

(ア) 令和 6 年 (2024 年) 3 月 31 日までに受検教科の免許状を取得できない場合や、受  
検教科の免許状の効力が有効でない場合

(イ) 正当な理由がなく勤務地を限定したり、採用調整を拒否した場合

(ロ) 受検資格を欠いていることが明らかになった場合

(ハ) 受検又は採用時の提出書類等に虚偽の記載があったり、教員としてふさわしくな  
い事実が明らかになった場合

キ 受検区分の併願者が第 2 希望の受検区分で登録された場合は、第 2 希望の学校種で  
採用し、原則として、当該学校種間で異動することとなりますので、併願の希望に当  
たっては十分留意してください。

なお、採用後、希望により他の学校種へ異動できる場合があります。

14 留意事項

(1) 出願後に改姓・改名した場合又は連絡先等の記載事項に変更が生じた場合は、速やか  
に連絡してください。

(2) 書類提出後、記載内容や提出書類の確認のために電話連絡する場合がありますので、  
Web エントリー時には確実に連絡が取れる電話番号を入力してください。

(3) 教員採用候補者選考検査に関する問合せ及び連絡先は次のとおりです。

〒060-8544

札幌市中央区北 3 条西 7 丁目 道庁別館 7 階

北海道教育庁教職員局教職員課

TEL 011-204-5726

15 給与

(1) 初任給(給料+教職調整額+教員特別手当+給料の調整額)

区分	小・中学校	高等学校	特別支援学校
修士	240,124	240,124	250,388
大学卒	218,196	218,196	227,529
短大卒	193,876	191,172	199,353

※ 上記の初任給は、令和5年(2023年)4月1日採用の新規学卒者のもの(予定)であり、採用時には変更になっている場合があります。

また、初任給は北海道の制度に基づき、採用前の学歴や経歴等を考慮の上、決定されます。

(2) 各種手当

扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当等がそれぞれ支給条件に応じて支給されます。

なお、へき地学校等に勤務する者には、へき地手当(給料及び扶養手当の合計額の4%~25%)及びへき地手当に準ずる手当(給料及び扶養手当の合計額の4%以内)が支給されます。

16 本年度の主な変更点

- (1) 採用候補者名簿への登録決定時期の早期化
- (2) 中学校、高等学校及び特別支援学校(中学部・高等部)教諭の実技検査(音楽)の見直し
- (3) 教職大学院修了者を対象とした特別選考の新設
- (4) 資格等による免除措置の追加  
高等学校教諭(情報)における、情報処理技術者試験(基本情報技術者試験)以上の合格者
- (5) 加点措置の追加  
小学校、中学校、高等学校教諭における特別支援学校教諭免許取得者
- (6) 採用予定者数を教科ごとに掲載
- (7) 第1次検査に係る結果通知用封筒の提出を出願時から第1次検査当日に変更(第1次検査免除者は、これまで同様、出願時に提出)

17 過去の実施状況

北海道・札幌市公立学校教員採用候補者選考検査の出願者数と登録者数の状況 ※北海道採用希望分(特別選考及び追加選考の出願者数を含む。)

区分	令和3年度(2021年度)				令和4年度(2022年度)				令和5年度(2023年度)				
	出願者	1次合格者	登録者	出願倍率	出願者	1次合格者	登録者	出願倍率	出願者	1次合格者	登録者	出願倍率	
小学校	658 (12)	591 (10)	454 (7)	1.4 (1.7)	609 (9)	586 (8)	428 (4)	1.4 (2.3)	650 (9)	629 (9)	483 (7)	1.3 (1.3)	
中学校	国語	94	63	39	2.4	89	85	37	2.4	82	77	28	2.9
	社会	206	59	29	7.1	198	95	38	5.2	187	90	20	9.4
	数学	124	61	35	3.5	109	98	48	2.3	114	72	28	4.1
	理科	119	58	31	3.8	105	86	52	2.0	88	86	51	1.7
	音楽	58	49	25	2.3	38	28	12	3.2	54	53	29	1.9
	美術	40	20	7	5.7	31	28	13	2.4	19	19	17	1.1
	保健体育	233	54	25	9.3	251	90	25	10.0	200	107	21	9.5
	技術	8	8	7	1.1	8	8	6	1.3	8	8	5	1.6
	家庭	26	21	7	3.7	21	18	9	2.3	22	21	15	1.5
	英語	126	85	46	2.7	113	92	53	2.1	91	91	40	2.3
小計	1,034 (28)	478 (20)	251 (10)	4.1 (2.8)	963 (18)	628 (17)	293 (8)	3.3 (2.3)	865 (17)	624 (17)	254 (10)	3.4 (1.7)	
高等学校	国語	90	82	24	3.8	70	48	12	5.8	58	48	31	1.9
	地理歴史	141	37	12	19.9	88	44	21	8.2	94	60	36	4.3
	公民	98	16			85	24			62	43		
	数学	147	50	14	10.5	102	59	13	7.8	91	73	29	3.1
	理科	115	73	24	4.8	84	57	12	7.0	69	62	34	2.0
	保健体育	181	28	8	22.6	167	52	12	13.9	135	75	26	5.2
音楽	26	16	6	4.3	39	30	10	3.9	25	12	6	4.2	



等 学 校	英 語	96	82	46	2.1	72	70	18	4.0	57	51	36	1.6
	家 庭	23	16	6	3.8	19	19	8	2.4	15	12	3	5.0
	情 報	21	6	1	21.0	20	13	3	6.7	15	6	3	5.0
	農 業	32	31	10	3.2	38	33	17	2.2	22	21	6	3.7
	工 業	27	19	11	2.5	24	19	10	2.4	27	27	14	1.9
	商 業	54	11	1	54.0	46	12	3	15.3	38	21	5	7.6
	水 産	3	3	1	3.0	1	1	1	1.0	3	2	1	1.0
	水産(商)	1	1	1	1.0	2	2	2	1.0	-	-	-	-
	看 護	-	-	-	-	2	2	2	1.0	1	1	1	1.0
	福 祉	5	1	1	5.0	5	5	2	2.5	2	2	0	0.0
小 計	1,060	472	166	6.4	864	490	146	5.9	714	516	231	3.1	
特 別 支 援 学 校	小学部	76	65	31	2.5	69	65	30	2.3	60	54	26	2.3
	中・高等部	202	158	93	2.2	173	149	66	2.6	142	134	98	1.4
	小 計	278	223	124	2.2	242	214	96	2.5	202	188	124	1.6
	自立活動	2	2	0	0.0	1	1	0	0.0	2	2	1	2.0
	理 療	-	-	-	-	9	3	3	3.0	1	1	1	1.0
校 計	280	225	124	2.3	252	218	99	2.5	205	191	126	1.6	
養 護 教 諭	351	132	83	4.2	283	197	124	2.3	311	271	181	1.7	
栄 養 教 諭	109	63	23	4.7	81	46	11	7.4	71	64	34	2.1	
合 計	3,186	1,878	1,101	2.9	2,753	2,006	1,101	2.5	2,682	2,217	1,309	2.0	

※ 小学校及び中学校の( )内は地域枠で内数

※ 小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の「出願者」及び「1次合格者」については、一般選考における併願者を第1希望区分及び第2希望区分それぞれに重複計上。  
なお、「合計」は実人員。

